

「ふらっとDaimon」
運營業務プロポーザル募集要項

平成28年4月
函館市保健福祉部

目次

1	本要項の位置づけ	-----	1
2	委託業務の内容に関する事項	-----	1
3	プロポーザルに関する一般事項	-----	3
4	応募に関する事項	-----	4
5	手続き等に関する事項	-----	5
6	提案書に関する事項	-----	6
7	選定に関する事項	-----	9
8	契約に関する事項	-----	10
9	その他の事項	-----	10
10	別添図面	-----	11
11	各種様式	-----	12～20

1 本要項の位置づけ

本要項は、函館市が実施する「ふらっとD a i m o n」運營業務の最も適した委託先を選定するために行うプロポーザルに関して、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の内容に関する事項

(1) 業務名称

「ふらっとD a i m o n」運營業務

(2) 業務趣旨

本業務は、高齢者などの交流や憩いの場を提供するとともに、福祉ボランティア活動を支援するスペースを提供するほか、福祉ショップや高齢者への生涯学習の場を展開することで、誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間を提供することにより、地域福祉を推進し、併せて中心市街地のにぎわいを創出するための事業を実施するものです。

※「ふらっと」の意味

- ・高齢者など誰もが気軽に”ふらっと”出かけることができる場所
- ・英語のフラット (f l a t) は、段差がなく平らであることから、高齢者以外の障がい者なども利用できる格差や障壁がない場所

(3) 業務実施場所

函館市若松町17番16号

株式会社中合棒二森屋店アネックス館6階の一部（別添図面参照）

(4) 業務実施場所の機能

ア 高齢者などが自由に訪れることができる多目的フロアを設け、憩いの場や交流ができる機能

イ 福祉ボランティア団体の専用の事務スペースおよび会議室などを設け、その活動を支援する機能

ウ 障がいのある方が作業訓練の一環として制作した製品(授産製品)の販売等をするスペースを設け、授産製品などの理解を深める機能

エ 高齢者対象大学を開講し、高齢者の学ぶ機会を提供する機能

(5) 業務委託期間

契約の日から平成32年3月31日まで

ただし、業務の実施は、次のとおりとします。

- ア 運営業務準備期間 契約の日から平成28年10月14日まで
- イ 運営業務実施期間 平成28年10月15日から平成32年3月31日まで
- ウ 業務実施時間 12月29日から1月3日まで（(株)中合棒二森屋店の休館日）を除く午前10時から午後5時まで

(6) 利用者の範囲

主に高齢者を主体としますが、利用者の制限は設けません。

ただし、高齢者対象大学利用者については、60歳以上の市民とします。

(7) 業務内容

- ア 運営業務の準備に関すること
 - (ア) 業務実施場所の賃貸借契約を締結すること
 - (イ) (4)に掲げる各機能に必要な業務実施場所を整備すること

- イ 業務実施場所の維持管理に関すること
 - (ア) 業務実施場所を良好な状態で維持すること
 - (イ) 利用者が安全に安心して利用できるよう清掃および保守点検を行うこと

- ウ 利用者の対応等に関すること
 - (ア) 利用案内等を適切に行うこと
 - (イ) 高齢者の趣味や健康づくり活動の企画を行うこと
 - (ウ) 福祉ボランティア団体の会議室の利用調整を行うこと
 - (エ) 授産製品の仕入・販売等を行うこと
 - (オ) 利用状況の把握に関すること

- エ 高齢者対象大学の運営に関すること
 - (ア) 受講者を募集・決定すること
 - (イ) 講座を企画・運営すること

- オ 利用促進に関すること
 - (ア) 事業に関する周知を行うこと
 - (イ) 利用者の意見や要望を把握すること

(8) 委託上限額

104,100千円(税込み)

内訳

年度	委託料(税抜き)	消費税率	委託料(税込み)
平成28年度	28,611千円	8%	30,900千円
平成29年度	22,181千円	10%	24,400千円
平成30年度	22,181千円	10%	24,400千円
平成31年度	22,181千円	10%	24,400千円

この金額には、事業遂行に必要な以下のものを含まれます。

- ・業務実施場所の整備費(改修および設備等)
- ・人件費(3人分)
- ・フロア賃借料(月額541,294円(税抜き))
- ・光熱水費
- ・広告宣伝費
- ・通信運搬費
- ・機器賃借料
- ・保険料
- ・謝礼金
- ・消耗品費
- ・租税公課
- ・一般管理費

3 プロポーザルに関する一般事項

(1) 名称

「ふらっとD a i m o n」運営業務プロポーザル

(2) 主催者

函館市(以下「市」という。)

(3) プロポーザル方法

プロポーザルは公募方式とします。

(4) 最適提案候補者の選定

プロポーザルの実施にあたり、市は「ふらっとD a i m o n」運營業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出書類の審査、および応募者によるプレゼンテーションを実施し、最適提案候補者を選定します。

(5) 最適提案者の決定

選定委員会で選定された最適提案候補者について選定委員会の意見を踏まえ、市が最適提案者として決定します。

(6) プロポーザル選定委員会事務局

函館市保健福祉部地域福祉課

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

電話 (0138) 21-3293

FAX (0138) 26-4090

電子メール co-fukushi@city.hakodate.hokkaido.jp

(7) プロポーザルの日程

平成28年 4月22日 (金)	募集要項の配布開始
平成28年 5月20日 (金)	質問書の提出期限
平成28年 6月10日 (金)	応募書類の提出期限
平成28年 7月上旬	最適提案者の選定および決定
平成28年10月15日 (土)	運營業務開始

4 応募に関する事項

(1) 応募資格要件

ア 函館市内で介護保険法に規定する介護事業所を運営する法人とします。

(2) 応募者の制限

応募者は、次の要件を満たしていなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年制令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと

イ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと

ウ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

（3）応募書類

資料名	提出部数	備考
ア 応募申込書（様式2-1）	1部	
イ 誓約書（様式3）	1部	
ウ 法人概要書（様式4）	1部	
エ 類似事業実績書（様式5）	1部	
オ 業務受託金額（様式6）	1部	
カ 提案書（様式7）	正本1部 副本7部	「6 提案書に関する事項」に基づき作成すること
キ 収支計画書（様式8）	1部	平成28～31年度の年度ごとおよび合計を作成すること
ク 定款および登記事項証明書	1部	
ケ 直前3年分の決算書	1部	これら書類がない場合は、その理由を記載した申立書を提出すること
コ 法人市民税の納税証明書（営利法人のみ）	1部	

（4）応募の辞退

応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式2-2）を提出してください。

5 手続き等に関する事項

（1）募集要項の配布

ア 配布開始

平成28年4月22日（金）から

イ 配布場所

事務局（函館市保健福祉部地域福祉課）

来庁できない場合は、函館市ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016041800118/>

(2) 質問書の提出

ア 提出期限

平成28年5月20日（金）午後5時30分まで

イ 提出方法

質問書（様式1）により，持参または電子メールで提出してください。
電子メールの場合は，提出期限の時間内に到達したものまで有効とします。

ウ 提出場所

事務局（函館市保健福祉部地域福祉課）

エ 回答

質問に対する回答は，適宜，函館市ホームページに掲載します。
なお，回答内容は，本募集要項の追加または修正とみなします。

(3) 応募書類の提出

ア 受付期間

平成28年6月10日（金）までの土・日曜日および祝日を除く午前8時45分
分から午後5時30分まで

イ 提出方法

応募書類（4 応募に関する事項に基づき作成）を持参で提出してください。

ウ 提出場所

事務局（函館市保健福祉部地域福祉課）

6 提案書に関する事項

(1) 全般

ア 構成

下記(2)の各提案項目で構成し，正本1部を左肩でクリップ留め，および副本7部を1部ごと1冊のファイルに綴り，正本・副本ともにインデックスを付けて提出してください。

なお，特殊な製本や折り込み等はしないでください。

イ 用紙の規格

用紙はA4判（縦置き，横書き）の片面印刷とします。

(2) 提案項目

提案にあたっては，「2 委託業務の内容に関する事項」および次に掲げるア～カの各項目を踏まえ，様式7の項目により6枚以内で提案書を作成してください。

ア 業務実施場所の整備（別添図面を参考に以下のとおり提案すること）

- (ア) 業務実施場所が他の売り場と明確に区別できること
- (イ) 業務実施場所の賃貸借契約を(株)中合と締結すること
※フロア賃借料：541,294円/月（税抜き）
- (ウ) 高齢者などが業務実施場所を自由に訪れ、交流や休憩ができる家具等を備えること
なお、現状の床・壁の撤去を含む業務実施場所の整備を行うこと
- (エ) 福祉ボランティア団体への活動支援として、専用の事務スペース（10㎡～20㎡程度）を3箇所および会議室（30㎡程度）を1箇所備えるほか、事務スペースには事務用デスクおよび専用電話を備えること
- (オ) 福祉ボランティア団体への活動支援として、印刷機等を備えた印刷室等を配置すること
- (カ) 障がいのある方が作業訓練の一環として製作した製品（授産製品）の展示・販売等をするスペースを備えること
- (キ) 高齢者対象大学は、1コースの定員を125名としていることから、肘なしチェアを125脚用意するとともに、受講できる講義スペース（150㎡程度）を備えること
- (ク) 建築基準法や消防法その他の法令等に適合した整備をすること

イ 業務実施場所の維持管理

- (ア) 業務実施場所の維持管理の方法を記載してください。

ウ 業務の運営

- (ア) 利用者の対応
 - ・高齢者などの憩いや交流の場としての機能を満たすため利用者への直接援助および相談対応等を行うこと
- (イ) 高齢者の趣味や健康づくり活動の企画
 - ・各種教室等を週2回以上開催すること
- (ウ) 福祉ボランティア支援スペース
 - ・事務室スペース利用の団体の選定および決定については、市が行いますが、会議室や印刷室等の利用調整は、受託者が行うこと
- (エ) 高齢者対象大学
 - ・60歳以上の市民を対象とし、受講料は無料とすること
 - ・受講者の募集および決定を行うこと（定員が超過した場合は公開抽選）
 - ・講座の企画（ボランティアなどの社会貢献に関する講座は必須）および運営を行うこと

- ・講師謝礼金は，1回5，000円（大学教授・医師等の場合は，1時間あたり12，000円）を目安とし，委託料の範囲内で支出すること
※講師謝礼金が無料の場合も可
- ・受講者の学習相談を行うこと
- ・以下のとおり開講すること

年度	平成28年度	平成29～31年度
開講期間	平成28年10月15日 ～ 平成29年3月31日 (修業年限1年)	平成29年4月1日 ～ 平成32年3月31日 (修業年限1年)
開講頻度	週1回(18回程度)を1クラス	週1回(40回程度)を2クラス
定員	125人	
開講時間	平日の10時00分から12時00分までの1時間30分程度	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式(4月 平成28年度は10月)および卒業式(3月)を行うこと ・受講者の募集，決定および講座内容については，教育委員会生涯学習部生涯学習文化課と連携を図ること 	

エ 業務の利用促進

(ア) 利用の周知方法を提案してください。

オ 自主事業提案

(ア) 本業務の趣旨を踏まえて，自己の責任と費用により，独自に企画，計画した自主事業の提案を行ってください。

(イ) 自主事業に係る収入および支出については，収支計画書（様式8）に計上してください。

(ウ) 提案された自主事業は，市の承認を得た場合に実施することができます。

カ 業務遂行計画

(ア) 本業務にあたってのスケジュールおよび人員配置を記載してください。

7 選定に関する事項

(1) 選定委員会

プロポーザルに係る選定は、市が指定した次に掲げる委員により組織した選定委員会が実施します。

- ・学識経験者
- ・地元商店街関係者
- ・函館市職員

(2) 選定方法

応募書類等の審査、応募者によるプレゼンテーションを実施し、最適提案者を選定します。

ア 応募者多数の場合は、応募書類等の審査による第一次選定を実施し、プレゼンテーションを実施する第二次選定の参加者を選定したうえで、プレゼンテーションを実施することがあります。

イ 応募者が1者の場合でも、市が定める基準に達している場合は最適提案者として選定します。

ウ プレゼンテーションの実施については、別途通知します。

(3) 選定結果

ア 選定の結果は、選定終了後、提案者全員に通知します。

イ 選定結果に関する異議申し立ては一切受けません。

ウ 最適提案者は提案者名と各評価点を函館市ホームページで公表します。

エ 最適提案者以外は合計点のみを函館市ホームページで公表します。

(4) 選定の項目および配点

ア 業務実施場所の整備	(20点)
イ 業務実施場所の維持管理	(20点)
ウ 業務の運営	(30点)
エ 業務の利用促進	(30点)
オ 自主事業提案	(40点)
カ 業務遂行計画	(20点)
キ 類似事業実績	(10点)
ク 業務受託金額	(10点)
ケ 業務実施の確実性	(20点)
合 計	(200点)

※選定の基準は200点満点のうち120点以上とします。

8 契約に関する事項

市は、選定の結果、最適提案者として選定した者と所定の手続きにより、本業務を平成32年3月31日までの委託期間とした委託契約を締結します。

なお、委託契約の締結および業務の実施にあたっては、最適提案者の提案内容について、変更を求める場合があります。

9 その他の事項

応募費用および応募書類に関する取り扱いは、次のとおりとします。

ア 応募に係る一切の費用は、全て応募者の負担とします。

イ 応募書類は返却しません。

ウ 応募書類に係る著作権は、応募者に帰属します。

エ 応募書類は、本プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、市がこれを無償で複製し、使用することができることとします。

オ 委託料により取得した設備等は、市に帰属します。